

産業廃棄物処分業（廃止・変更）届出書審査表

申請者（ ） 事業の区分 中間処理（ ）
最終処分（ ）
[特別管理産業廃棄物該当（ 有 ・ 無 ）]

1 共通事項

廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内（省令第10条の10第2項又は第10条の23第2項）同時に2つ以上の申請書等の提出があった場合、省略した書類の一覧を記入した別紙を添付することにより、重複する書類の一部を省略可能とする（省令第21条第1項）。

2 事業の全部又は一部の廃止

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			業の廃止の旨を記入。
廃止又は変更の理由			廃止の理由を記入。

【添付書類】

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 許可証の原本			全部廃止の場合

3 氏名又は名称の変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（①、②等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第1号又は省令第10条の23第3項第1号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 法人の場合、定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書			定款又は寄附行為
			登記事項証明書
			内容が届出時点で最新のものであること（必要に応じて現行と相違ない旨の申立書と日付）。産廃の処分業が目的欄から読み取れること。
② 個人の場合、住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）

留意事項

：法人に限り、届出は30日以内である。
：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
：法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
：有印文書のうち、官公庁の証明書（住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等）の複写を添付するとき（契約書、講習会修了証、土地登記書類、住民票等）は原本対照を行うこと。

産業廃棄物処分業（廃止・変更）届出書審査表

申請者（ ） 事業の区分 中間処理（ ）
最終処分（ ）
[特別管理産業廃棄物該当（有・無）]

4 法定代理人、役員、5%以上の株式を有する株主又は5%以上の出資をしている者若しくは使用人の変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（①、②等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
変更した事項の内容（第2号用）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第2号又は省令第10条の23第3項第2号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 法人の場合、登記事項証明書			役員変更の場合に添付。 （ただし、株主の変更のみの場合は不要。）
② 未成年者の場合、その法定代理人が、個人であるときは住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人であるときは登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
			法人の場合…登記事項証明書
③ 法人の場合、役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			役員の住民票の写し
			役員の登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
④ 法人の場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合、これらの者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合には登記事項証明書）			該当する株主又は出資者が個人の場合…住民票の写し
			該当する株主又は出資者が個人の場合…登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）
			該当する株主又は出資者が法人の場合…登記事項証明書
⑤ 令第6条の10に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類			住民票の写し
			登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等（欠格要件に該当する可能性がある場合は、必ず医師の診断書を添付させること。）

留意事項

：法人である場合（登記事項証明書の添付が法定事項の場合）に限り、届出は30日以内である。
：住民票は、内容が申請時点で最新のものであり、本籍（外国人にあっては国籍）の記載されている、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
：住民票に個人番号（マイナンバー）が記載されたものが提出された場合、マスキング後複写し、原本対照を行ったものを受理し、原本は返還すること。
：法人の登記事項証明書及び登記されていないことの証明書又は精神の機能の障害の有無に関する医師の診断書等は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
：有印文書のうち、官公庁の証明書（住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等）の複写を添付するときは原本対照を行うこと。
：誓約書の提出は不要。

※取締役から代表取締役就任した場合にも届出を行うこと。この場合添付書類は、登記事項証明書のみとする。

株主から役員に就任、役員から株主に就任及び役員を辞任後使用人に就任した場合にも同様とする。

※株主の構成は変わらないが、株式保有割合を変更した場合には、届出は不要とする。

※相続の協議が整わない等の理由により、変更後の株式保有割合が確定しない場合には、確定している分について変更届出を提出すること。その際、確定し次第変更届出を行う旨の申立書を添付すること。（保有割合確定後の変更届出が提出されないまま許可の有効期間が終了した場合には、確定後の変更届出提出後に更新許可審査を行う。）

役員が確定しない場合にも同様とする。

※新たに役員・株主等となった場合には、その者についての欠格照会を実施する。

産業廃棄物処分業（廃止・変更）届出書審査表

申請者（ ） 事業の区分 中間処理（ ）
最終処分（ ）
[特別管理産業廃棄物該当（ 有 ・ 無 ）]

5 事務所及び事業場の所在地の変更、住所の変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（①、②等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第3号又は省令第10条の23第3項第3号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 法人の場合、登記事項証明書			本店の移転の場合、法定外書類だが、確認のため添付。
② 事務所及び事業場の所在地の付近の見取図			付近の見取図：人家等の位置がわかる地図（縮尺1/2,500程度のもの）及び 施設の位置がわかる地図（縮尺1/25,000程度のもの）

留意事項

：土地登記書類は提出不要。

6 事業の用に供する施設並びにその設置場所及び構造又は規模の変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外の欄）			変更の内容を記入。
事業の用に供する施設の種 類、数量、設置場所、設置年 月日及び処理能力	施設の種類		①(3)(4)、②又は処理施設設置許可証等と照合。
	数量		当該施設の数を記入。
	設置場所		①(3)(4)、③又は処理施設設置許可証等と照合。
	設置年月日		①(3)(4)又は使用前検査日（不明の場合、当該事業の開始年月日）と照 合。みなし許可施設以外の設置許可施設の場合は原則使用前検査日。
	処理能力		①(3)(4)、②又は処理施設設置許可証等と照合。
事業の用に供する施設につい て産業廃棄物処理施設の設置 の許可を受けている場合に は、当該許可の年月日及び許 可番号	許可年月日		処理施設設置許可証等と照合。
	許可番号		
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

産業廃棄物処分業（廃止・変更）届出書審査表

申請者（ ） 事業の区分 中間処理（ ）
最終処分（ ）
[特別管理産業廃棄物該当（ 有 ・ 無 ）]

【添付書類】（省令第10条の10第3項第5号又は省令第10条の23第3項第5号）

事 項		添付	審査	審 査 内 容
①	変更後の事業計画の概要を記載した書類			様式が正しいこと。（宮崎県細則様式第17号） 変更の内容が確認できるよう記載すること。
	(1) 事業の全体計画			全体計画を明確かつ簡潔に記入。（どこから出る何をどう処理するのか。すべての事業の区分・産業廃棄物の種類を確認できること。）
	(2) 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等			変更に係るすべての事業の区分・産業廃棄物の種類について（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物とそれ以外に分けて）記入。各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入。各所在地は地番まで正確に記入すること。
	(3) 中間処理施設の概要			申請書のカガミと照合。環境保全設備は設備（ハード面）について具体的に記入。
	(4) 最終処分場の概要			申請書のカガミと照合。環境保全対策について具体的に記入。
	(5) 処分業務の具体的な計画			事業のフロー、営業時間、休業日、組織及び従業員数を記入。従業員数が事業計画に対して十分であること。
	(6) 環境保全措置			中間処理施設、最終処分場；大気・水質・騒音・振動・悪臭（以上5公害に関する記述は必須）等の公害防止対策の具体的な計画を記入。
	(7) 保管上限の計算			中間処理の場合に記入。保管基準に適合していること。（②と照合）
②	事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	主要な施設の構造・能力等を十分把握できる平面図、立面図、断面図、構造図		主要な施設の平面図
				主要な施設の立面図
				主要な施設の断面図
				主要な施設の構造図
	施設の設計計算書			主要な施設のカタログ・仕様書及び処理能力の計算書。
				（必要な場合）構造耐力上安全であることを証する書類。
				中間処理施設の場合… 排ガス、排水処理施設、その他必要な計算書等。
				最終処分場の場合… 雨量計算書、排水施設設計計算書、地積測量図、面積計算書、容積計算書、擁壁等の安定計算書、その他必要な計算書等
	付近の見取図			※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 人家等の位置がわかる地図（縮尺1/2,500程度のもの）及び施設の位置がわかる地図（縮尺1/25,000程度のもの）。
				周囲の地形及び下流域の状況がわかる図面（等高線が入った1/2500～1/5000程度のもの）で埋立地外の雨水が埋立地に流入する範囲の流域及び埋立地から流出する排水の流出路、下流の利水状況を記入すること。
	最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面	周囲の地形及び下流域の状況		周囲の地形及び下流域の状況がわかる図面（等高線が入った1/2500～1/5000程度のもの）で埋立地外の雨水が埋立地に流入する範囲の流域及び埋立地から流出する排水の流出路、下流の利水状況を記入すること。
		地質の状況		地質の状況を明らかにする書類及び図面。
		地下水の状況		地下水の状況を明らかにする書類及び図面。
③	申請者が施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類			処理施設の売買契約書等（所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等）。
				※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 処理施設に係る土地の登記事項証明書（所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等）。
				※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 処理施設に係る地番の全景が確認できる公図。
				合成字図（処理施設・保管場所を字図に記載した図面）。
④	処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（第4号）			（宮崎細則様式第18号）処分後の廃棄物の種類に応じた適切な処分であること。処分後の廃棄物の処分を他人に委託する場合、受託者が当該廃棄物の処分の許可を有していること。 ①(2)の処分量や予定処分先との整合を確認。

留意事項

：法第15条許可施設の場合、①(3)(4)、②のうち平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書、地形、地下水の書類は不要（但し、従前の施設設置許可申請書等で確認が行えない場合は、必要書類の提出を求めるものとする。）（省令第10条の4第2項第2号）。
：土地の登記事項証明書及び公図は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
：有印文書のうち、官公庁の証明書（住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等）の複写を添付するときは原本対照を行うこと。

産業廃棄物処分業（廃止・変更）届出書審査表

申請者（ ） 事業の区分 中間処理（ ）
最終処分（ ）
[特別管理産業廃棄物該当（有・無）]

7 保管の場所に関する所在地、面積、産業廃棄物の種類、保管上限及び高さの変更

事 項	添付	審査	審 査 内 容
産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10第2項）又は 特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23第2項）			様式が正しいこと。 （省令様式第11号又は17号）
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名			住所、氏名、電話番号を記入（許可証等と照合）。 行政書士による代理届出の場合は併記。
許可年月日及び許可番号			許可証のとおり記入。
廃止した事業又は変更した事項の内容（第2号以外）			変更の内容を記入。
保管を行う場合には、保管場所に関する次に掲げる事項	所在地		③と照合。
	面積		①(7)、②と照合。
	産業廃棄物の種類		①(2)と照合。
	保管上限		①(7)と照合。保管基準を満たしていること。
	高さ		高さの基準(50%勾配等)を満たしていること。屋内、容器内保管の場合はその旨記載すること。(①(7)、②と照合)
廃止又は変更の理由			変更の理由を記入。

【添付書類】（省令第10条の10第3項第5号又は省令第10条の23第3項第5号）

事 項	添付	審査	審 査 内 容
① 事業計画の概要を記載した書類			様式が正しいこと。（宮崎県細則様式第17号） 変更の内容が確認できるよう記載すること。
(1) 事業の全体計画			全体計画を明確かつ簡潔に記入。（どこから出る何をどう処理するのか。すべての事業の区分・産業廃棄物の種類を確認できること。）
(2) 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等			すべての事業の区分・産業廃棄物の種類について（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物とそれ以外に分けて）記入。各項目ごとに代表的な排出事業場及び運搬先の名称を記入。各所在地は地番まで正確に記入すること。
(5) 処分業務の具体的な計画			事業のフロー、営業時間、休業日、組織及び従業員数を記入。従業員数が事業計画に対して十分であること。
(6) 環境保全措置			保管施設：区分方法及び飛散・流出・汚水・地下浸透・悪臭・衛生害虫等の対策について具体的に記入。
(7) 保管上限の計算			中間処理の場合に記入。保管基準に適合していること。(②と照合)
② 保管の場所の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図	保管場所の構造を十分把握できる保管場所の平面図、立面図、断面図、構造図、保管場所の設計計算書		保管場所の平面図
			保管場所の立面図
			保管場所の断面図
			保管場所の構造図
			保管場所の面積・容積に関する計算書。
			囲いに接する場合、囲いの安定計算書。
	付近の見取図		※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 人家等の位置がわかる地図(縮尺1/2, 500程度のもの)及び施設の位置がわかる地図(縮尺1/25, 000程度のもの)。
③ 申請者が保管場所の所有権を有すること(所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類			※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 保管場所に係る土地の登記事項証明書(所有権を有しない場合、継続使用の確認できる賃貸借契約書の写し等)。
			※許可時と土地の変更の無い場合には添付不要 保管場所に係る地番の全景が確認できる公図
			合成字図（処理施設・保管場所を字図に記載した図面）

留意事項

：土地の登記事項証明書及び公図は、内容が申請時点で最新のものであり、申請日の前3か月以内に発行されたものを添付すること。
：有印文書のうち、官公庁の証明書（住民票の写し、登記されていないことの証明書、納税証明書、法人の登記事項証明書、土地の登記事項証明書、公図等）の複写を添付するときは原本対照を行うこと。
：保管場所の変更にあたっては、保健所から業者に書き換えた許可証を交付する時に、変更内容に相違ないか確認を行うこと（事前に写真等の提出は不要）。